

高知大学みらい基金寄附受入細則

〔令和7年12月18日〕
規 則 第 47 号

(趣旨)

第1条 この細則は、高知大学みらい基金規則第5条第7項の規定に基づき、高知大学みらい基金（以下「みらい基金」という。）の寄附金の受入れについて定めるものとする。

(寄附申出)

第2条 みらい基金に対する寄附申出は、高知大学寄附金受入及び経理事務取扱規則（以下「寄附金規則」という。）第3条に規定する寄附申込書以外にも、所定の寄附申出書を使用した申出もできるものとする。

2 寄附に際し、所定の払込取扱票を使用する場合、古本募金を利用する場合又は本学が委託する決済代行サービスを利用する場合は、前項の寄附申込書及び寄附申出書は要しないものとする。

3 寄附申出書及び払込取扱票の様式は、高知大学みらい基金委員会が別に定める。

(寄附金の受入れ)

第3条 みらい基金の目的に賛同する個人及び法人からの寄附金は、随時寄附金として受け入れるものとし、寄附金規則第6条に規定する決定通知は要しないものとする。

附 則

1 この細則は、令和7年12月18日から施行する。

2 高知大学さきがけ志金寄附受入要項（平成23年規則第35号）及び高知大学修学支援基金寄附受入要項（平成28年規則第10号）及び高知大学国際交流基金寄附受入要項（平成18年規則第88号）は廃止する。